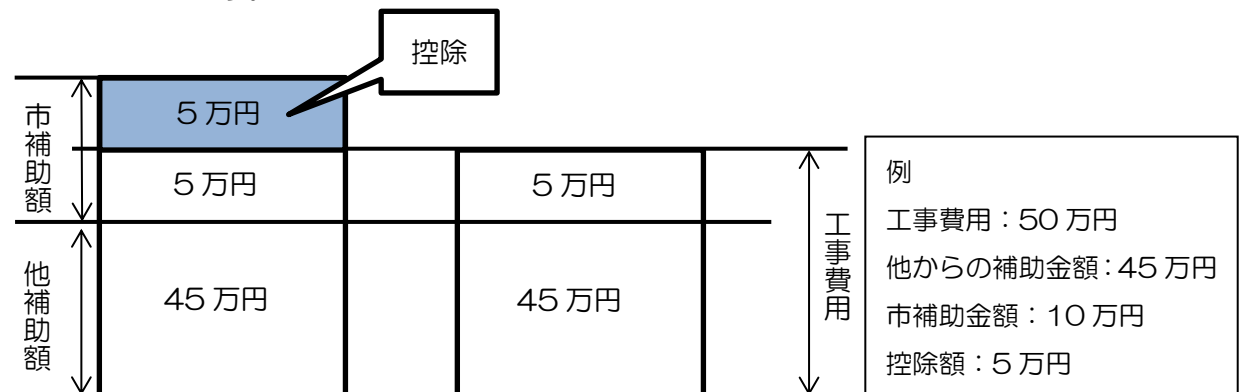


# 住宅省エネルギー化補助制度Q & A

## 【補助金について】

Q. 国や都の補助を受けていた場合、それらの合計と市の補助額が工事費用を上回らない範囲で算定しますとありますが、具体的にはどう算定されますか。

A. 補助対象工事費用から算出した市の補助金額と、国や都などから受けている補助金額を合計した時、それが補助対象工事費用を上回る場合は、その上回った分の金額を市の補助金額から差し引きます。つまり、補助対象工事費用以上に補助は受けられない、ということです。



なお、この場合市の補助金額を算定する際に、工事費用から国や都の補助金額を予め差し引くことはしません。工事費用はあくまで工事費用のままで市の補助金額を算定します。

## 【工事全般について】

Q. 交付決定前に補助対象工事以外の工事（例えば、足場組みなど）を始めるのは可能でしょうか？

A. 可能です。補助対象工事になるのかご不明な場合は事前に相談して下さい。

Q. 契約は既に済んでいますが、まだ工事は始まっていません。申請は出来ますか。

A. 着工日前であれば申請できます。申請後、交付決定がなされるまでは着工しないよう注意して下さい。

### 【断熱工事について】

- Q. 換気扇を熱交換が起きない空気のみを交換できるものに改修しますが補助対象になりますか。
- A. 換気扇は「断熱等性能等級4 技術基準」における家屋の断熱構造とする部分の対象外となっており、また、窓にも該当しないため補助対象外となります。判断に迷う場合は事前にカタログ等をお持ちになりご相談ください。
- Q. ひと部屋に複数窓があり、1つを既に断熱化しており、これから残りの窓を施工する場合補助対象になりますか。
- A. これから施工する窓については補助対象になりますが、既に施工した窓については補助対象になりません。また、部屋内の全ての窓を断熱化することが要件になるため、既施工の窓については熱貫流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であることが必要です。

### 【高反射率塗料や遮熱塗料の塗装について】

- Q. 第三者機関の証明がある塗料でも、証明が取れていない色を使う場合、補助対象になりますか？
- A. 検査した塗料全ての色が基準を満たしている場合はその他の色でも補助対象とします。例えば、グレー、グリーン、クロの3色について検査しており、全て基準を満たしていれば、他の色でも補助対象になります。一方、グレーとクロが基準を満たしていてもグリーンが基準に達しない場合、グリーンやその近しい色は補助対象にならない可能性がありますので事前にご相談ください。
- Q. 自社でJIS規格を取得していますが、これを第三者機関が発行したものの代わりとすることができますか？
- A. できません。必ず第三者機関の認証書や証明書等を提出して下さい。

## 【補助対象経費について】

- Q. 諸経費は補助対象経費になりますか。
- A. 諸経費の内容が工事に直接関係するもの（現場の養生や資材運搬費など）であれば対象になりますが、申請書類作成費などは対象外になります。内訳が不明な場合は補助対象外とします。
- Q. 費用が端数処理のため値引きされています。補助対象費用は値引き後の金額になりますか。
- A. 値引き後の金額です。なお、消費税をかける前の値引きであれば値引き額全額を費用から差し引いて補助対象額を算出します。消費税をかけた後の値引きの場合は、按分して補助対象額を算出します。また、補助対象外経費がある場合は、税をかける前でも値引き額は按分します。